

第五回國會 厚生委員會 議錄 第十八号

昭和二十四年五月十二日(木曜日)

午後三時三十三分開議

出席委員

委員長 堀川 恭平君

理事 福田 昌子君 理事 床次 徳二君

理事 田代 文久君 理事 逢澤 寛君

青柳 一郎君 今泉 貞雄君

田中 重彌君 中川 俊思君

奈良 治二君 西村 直巳君

畠山 鶴吉君 丸山 直友君

岡 良一君 堤 ツルヨ君

菊田アサノ君

出席政府委員

厚生政務次官 亘 四郎君

(保險局長) 宮崎 太一君

(厚生事務官) 東 龍太郎君

(醫務局長) 久下 勝次君

(醫務局次長) 久下 勝次君

委員外の出席者

厚生事務官 友納 武人君

専門員 川井 章知君

専門員 引地亮太郎君

五月十二日

死体解剖保存法案(内閣提出二六五号)(參議院送付)

同月十日

國民健康保險法の一部改正に関する請願(床次徳二君紹介)(第一四七〇号)

乳兒院及び託児所増設の請願(戸叶里子君紹介)(第一四七一号)

未亡人の保護に関する請願(戸叶里子君紹介)(第一四七二号)

第一類第九号 厚生委員會議錄 第十八号 昭和二十四年五月十二日

社会保険診療報酬支拂基金法一部改正に関する請願(江崎一治君紹介)(第一五〇六号)

保育施設増設に関する請願(菊田アサノ君外三名紹介)(第一五四四号)

厚生年金保險の積立金運用に関する請願(松谷天光君紹介)(第一五四五号)

伊豆通信病院職員の待遇並びに厚生施設改善に関する請願(白井佐吉君外二名紹介)(第一五四六号)

遺族に対する援護対策確立に関する請願(岩本信行君紹介)(第一五四七号)

同(藥師神岩太郎君外二名紹介)(第一五四八号)

同(澁谷雄太郎君紹介)(第一五四九号)

同(青柳一郎君紹介)(第一五〇〇号)

社会保険行政職員の身分を地方自治体に切替の請願(田代文久君外二名紹介)(第一五六二号)

同(門司亮君紹介)(第一五六三号)

國立療養所高山莊獨立に関する請願(岡村利右衛門君紹介)(第一五六八号)

身体障害者福祉法制定促進の請願(岡良一君紹介)(第一五七四号)

同月十二日

國立病院独立會計制反対の請願外一件(羽田野次郎君紹介)(第一五七七号)

多井畑結核療養施設國營移管に関する請願(首藤新八君紹介)(第一五七九号)

保育施設増設に関する請願(菊田アサノ君紹介)(第一六二三号)

戦災遺族の保護に関する請願(菊田アサノ君外一名紹介)(第一六四三号)

社会保険行政職員の身分を地方自治体に切替の請願(松谷天光君紹介)(第一六五九号)

の審査を本委員會に付託された。

同月十日

兒童福祉法一部改正の陳情書(大阪府知事赤間文三)(第三七八号)

遺族の援護対策確立に関する陳情書(福岡縣遺族請願委員長中尾光造)(第四三六号)

厚生年金保險積立金の融資再開に関する陳情書(都道府縣會議議長會代表石原永明)(第四三九号)

同月十一日

罹災者の生活資金補給に関する陳情書(千葉縣野田町高木虎尾)(第四六〇号)

兒童福祉法一部改正の陳情書(東京都港区芝公園二丁目東京保育連合會長青柳義千代外百三十四名)(第四七四号)

を本委員會に送付された。

本日の會議に付した事件

社会保険診療報酬支拂基金法の一部を改正する法律案(内閣提出第七四号)

死体解剖保存法案(内閣提出第一六五号)(參議院送付)

一 國立富士病院施設拡充の請願(高橋靖君紹介)(第二号)

二 國立都城病院施設拡充の請願(瀬戸山三男君紹介)(第四四六号)

三 國立國府台病院施設拡充の請願(澁谷雄太郎君紹介)(第七五一号)

四 國立瀧病院の不正事件解決促進に関する請願(田代文久君外二名紹介)(第一三三二号)

五 山形市に國立結核療養所設置の請願(小野孝君紹介)(第三五四号)

六 國立病院看護婦の勤務に関する請願(田代文久君外一名紹介)(第九一二号)

七 同(松谷天光君紹介)(第九一三三号)

八 國立病院看護婦の勤務に関する請願(大石武一君紹介)(第一二〇七号)

九 國立療養所高山莊獨立に関する請願(岡村利右衛門君紹介)(第一五六八号)

一〇 國立療養所予算増額に関する請願(丸山直友君紹介)(第九九二号)

一一 香川縣立病院の施設拡充費國庫補助及び起債認可の請願(福田昌子君紹介)(第一二八六号)

一二 看護婦会の營業統制等に関する請願(田口長治郎君紹介)(第一一〇号)

一三 兵庫縣看護婦協會並びに看護婦共同宿舍認可に関する請願(原健三郎君紹介)(第九一四号)

一四 保健婦檢定試験に臨時特例設定の請願(吉田省三君紹介)(第一一一号)

一五 保健婦檢定試験に臨時特例設定の請願外三件(吉田安君紹介)(第二〇七号)

一六 患者自治會解散指示撤回に関する請願(松谷天光君外四名紹介)(第四五一号)

一七 結核回復者の後保護に関する請願(松谷天光君外四名紹介)(第四五二号)

一八 朝鮮引揚医師及び齒科医師の受験資格に関する請願(門脇勝太郎君紹介)(第六二二号)

一九 興亞醫學館卒業生に医師免許証下附の請願(大石武一君紹介)(第三九三三号)

二〇 柔道整復業者の追試験施行に関する請願(塚原俊郎君紹介)(第八一九号)

二一 療術行為者に檢定試験施行の請願(岡村利右衛門君紹介)(第一一二二号)

二二 あん摩、はり、きゆう、柔道整復等營業法の一部改正に関する請願(庄司一郎君外四名紹介)(第一二八八号)

二三 あん摩、はり、きゆう、柔道整復等營業法の一部改正に関する請願(田代文久君紹介)(第一三三四号)

二四 傷痍者の給食費國庫負担徹底に関する請願(岡良一君紹介)(第五三四号)

二五 帰還者更生に関する請願(岡良一君紹介)(第一八二二号)

二六 引揚者受入体制強化並びに遺

昭和二十四年五月十二日

三九 屋久島、櫻島一帯を國立公園に指定の請願（床次徳二君紹介）

る請願(松浦東介君紹介)(第九九号)

六七 遺族の援護対策確立に関する
請願(益谷秀次君外三名紹介)(第

負担の請願（青柳一良君外一名総介）（第六二六号）

三四 同(坂ノハミ系新文)(第一二
三七号)

ことを承つたのでありますが、そこへ今度は延滞利子を國税と同程度に課して、その上一年半の予託金をやつてもらう。これで政府の方といたしまして、昨年保険料が収入見込みの六割にも満たなかつた根本的原因がどこにあるか。その点をどういふふうにお考えでございましょうか。

○宮崎政府委員 ただいまの岡委員の御質問でございますが、これは二通りあります。一つは政府管掌の分について、工場からの保険料の問題が一つと、それからその保険料が集まりましたならば、それを政府がもらつて、政府が基金へ一箇月半納めるわけでありまして、それから組合管掌の分になりますと、組合で保険料を事業主からとりまして、そうして基金へ予託金を納める。こういうことになつておりますので、岡先生の今の話は基金の予託金と保険料の取上げと両方のことがやや混同してゐるのではないかと思ひますが、保険料の取上げの方は、政府管掌においては政府の責任でありまして、それが遅れましたときには、國税と同じような延滞料をとるわけでありまして、それから組合の方の基金に納めさせる予託金につきましては、國税と同じように扱います。ただ組合から基金に納めるのが督促状をもらつてから遅れておきますと、契約によりまして利子をとるという形になつてゐるわけでありまして、そこで保険料の滞納状態でありまして、大体保険料と申しますものは、従来の経験によりまして年度の当初がなか／＼納まりませんで、六〇％、七〇％、七五％というふうな調子で普通の月にはありまして、それから一月以後においてだん／＼納め

る方が増して参りまして、そうして年々度末にはこれを大部分納める。こういう形になつておられますが、二十三年度におきましては、今の計算では九五％の保険料は政府に納入済みでございます。

○岡(長)委員 審査委員会のことについてお尋ねしたいのであります。が、聞きますと社会保険診療協議会というふうな名前の組織が都道府県にできたそうでございます。これがその後もできて今はどういう人がお仕事を今日までやつておられるのでありますか。

○宮崎政府委員 診療協議会につきましては、中央におきましては診療協議会を開きまして、そうして今後の方針等を決定し、診療方針につきまして小委員会を設けて、保険診療の方針を先般決定いたしました。地方は中央の方針に基きまして、地方の協議会におきまして、いろいろその縣におきまして診療方針等について協議をいたしております。それが一つと、先般監査等を行つたのであります。保険医の監査等につきましては、縣当局からの諮問を受けまして、保険医の現状をよく調査し、あるいは不当なるものにつきましては、これに戒告を加え、不正なるものについては除名等の処分をするというふうな点を審議いたしておるようない次第でございます。

○岡(長)委員 それで保険料の指導あるいは診療の適正化、方法、宣傳というふうなことがあの規定にはうたつてあるようでありまして、私どもの考えではやはり都道府県の社会保険診療協議会、こういう組織が具体的に、指導的には年一度の大さつばな監査という

ようなことももちろん重要なものであります。が、やはりかなり頻りに診療内容の適正化のための監査を行い、ひいては診療のための医療報酬の適正化のための監査に、その組織がみずから營んでデータを得て、そのデータを基礎として保険診療の適正化指導というふうなことに乗出して行くというふうな組織になるのがほんとうじやないか、こう思うのですが、いかがですか。

○宮崎政府委員 診療協議会は政令で規定してあります通りでございます。規定してあります通りでございます。が、保険医の指導監督をやる機関でございます。が、それは厚生大臣または地方長官の諮問を受けまして、保険医の診療の内容につきまして、適正をはかるような調査研究をするのでございまして、大体におきまして私どもの考えといたしましては、診療協議会は社会保険診療の方針を決定する。その方針に基きまして、保険医が保険診療を担当されて、そうしてでき上つたものについては請求書を基金へお出しになる。請求書はその基金の方におきまして、適正なりや否やを調べまして、そうしてすみやかに診療報酬をお支払いをする。こういうことになつてゐると信じておるのでございます。

○岡(長)委員 ただ私も非常に懸念いたしますのは、やはり指導と、そうして実際の具体的な審査、指導行為といふものと審査といふものは、切離して實際面において考えられないことだと思ふのであります。今度の改正案によりまして、支拂いと審査がきつめて密着しておる。指導と審査、監査が統一されて、そうして協議会がそういう基盤の上に立つて十分な医療の指導

に乗出して行くという形が健康保険の民主的運営という観点から見ると一番望ましいのではないかと申します。そうして私どもこの審査委員会に対して、どうもうなすきかぬ点を率直のところ感じておるのでございますが、どういふものでございましょうか。實際問題といたしまして、地方でこれまでにいろいろな委員会のようなものが他の部面できておられますが、しかしたとえばこの改正法案に盛り込まれている審査委員会につきましても、常時不断に専門的に多くの時間をさいて審査にあたることはできないわけでございます。従いまして結局事務職員の方々の形式的な審査というものが審査委員会をうのみにするといふような形になるのであります。が、そういう観点からいたしますと、社会保険診療協議会が地方における具体的なデータを持つて指導に積極的に乗出して行くというような機能がはばまれて、今申しました支拂と審査だけが直結し、しかもこの審査が事務職員によるきつめて官僚的なものであります。形式的な審査に終つてしまふといふことでは、せつ／＼の審査委員会を設けましても、きつめて遺憾のうちに考えるのですが、そういうような意味で私どもの一医師としての立場から考えますと、やはり社会保険にもいろいろ／＼の認識を持ちました医師として医療の経験を持つて人が審査事務所配置されまして、この方々が経験を生かしながら能率的に審査をやつて行く、そうしてそこで疑義を感じた場合に、その疑義を保険診療協議会の方に提出していただいて、その場合には保険医に対する医療費の報酬の支拂いは停止してもけつ／＼でございますか。

ら、そこで保険診療協議会がその問題を取上げて、そうしてその疑義について事実を判定いたしまして、事務所の方に通告をし、また必要ならば理事会全体なりに、忠告なり戒告なり、時には介入もいたします。こういうふうなことで、支拂いよりも審査は保険診療協議会の医療の指導という線にく／＼つけまして、支拂いはその方に結びつけないといふふうなことが、保険診療の運営上かえつてよいのではないかと申す。ふに私どもは医師の立場から感じておるのでございますが、保険局長としてどういふふうにお考えになりますか。

○宮崎政府委員 ただいまの御意見であります。が、私どもはその逆を考へておりました。社会保険診療協議会と申しますものは、御承知のように保険者を代表する者が六名、被保険者及び事業主を代表する者が六名、医師及び歯科医師を代表する者が六名、公益代表が六名といふことで、医師、歯科医師が六名といふわけであります。あと十八人といふものが大体医師、歯科医師以外になつてゐるわけでございます。そうしてこの二十四人の委員の方々が集まりまして、診療の大きな方針をきめるといふ一つの諮問審議の機関でございます。言葉をかえて言へば、一つの國會のような形になると思ふのであります。それから基金の審査委員会、これは診療報酬の請求書を見まして、診療協議会できめまして、適正な支拂いをする。こういう意味で支拂いをする側において請求書の審査をして拂うという形になつておりますので、基金の方が、どちらかと

○岡(良)委員 私の申し上げたのは、基金の事務所には審査の専門家がいる、こういう人は今改正案に示されているような委員会というような組織を持つてみたところで、常任不斷に審査業務をやるわけには実際問題としてとうてい行くまいと思うのです。そこで社会保険にも理解があり、また医療従事者としても体験があるというような方が、その事務所の事務職員として現在のように審査事務に従事せられて、そこであるいは濫診濫療のきらいがあるのじやないか、不当な請求じやないかというような疑義が起つたそういう案件につきましては、そのみを保険診療協議会の方にまわす。保険診療協議会の方では、別にその全員が御相談にならないまでも、審査機能は保険診

○宮崎政府委員 基金の方に事務職員を置いて事務的なものを基金で見て、それからもう少し進んで診療の内容等については診療協議会で見たらどうか、こういう御意見だと思いますが、基金の方におきまして事務職員が請求書を見るという形は私どもはとらないのでありまして、基金の方におきましても、その請求書の内容のよくわかります者は医学上の知識を持った人でなければならぬと思います。そういう

意味で今日におきましては医師、歯科医師の方々を審査委員として、毎月参りますあの龐大な請求書を見まして、そして現在法律で委員会もございいます、その委員会にこれを諮りまして、おの／＼担当する審査員がこれを審査して、その決定によつて支拂いをしてゐるわけであります。そこで判断のつかないような、きわめてむずかしい問題については別問題でございますけれども、普通の場合は、その審査委員会で見てゐるというふうでございます。それから診療協議会は縣廳の一の諮問機関であります。そこでは方針を決定するということでありますし、それからお医者さんにしまして、六人のお医者さんが見てゐるのであります。ところが、基金の方は今度

○丸山委員 社会保険診療報酬支払協会の改正を企てられましたことを地方の医師が聞きまして、かなり強い不安感を持つたと見えまして、いろ／＼なことを私どもの方に言うて来ておりますので、少し長くなるかもしれませんが、箇條的にぼつ／＼とお伺いいたしますから御返答を願いたいと思います。

第一番目は、この提案の理由でございますが、支拂基金の潤沢化と審査の適正化ということが二つの表題になっております基金本来の目的を達成する、かようになつております。この基金本来の目的ということは、この前この法が初めて制定せられましたときに、友納課長の名前で書かれたものが、あるのでございますが、これは政府の強力な監督下にある特殊な金庫であるという言葉、ばら／＼になつている支拂いを一括できないものかという要望が多かつたから、これが金庫を制定したゆえんである、支拂いの迅速、簡素化ということと、資金プール機関であるということであつて、審査はただ数字の間違い、あるいは業務上の誤りを正さしめるということで、診療方針にまで立ち入ることは重点にこれを置かないというように解釈しておつたのですが、現在でもそういうふうに解釈してよろしいのでありますか。

すが、基金の審査委員会はもちろんそう
いうことを見るのが一つの大きな問
題であります。同時に診療が診療
方針に合っているかどうかという点を
よく見ていただきまして、そして診療
方針に合致したものにつきまして支拂
いをする、こういう使命を持つと思ひ
ます。

○丸山委員　さようにいたしますと、今度の提案は、その支拂いを迅速にするということが表題となつております、そのために資金を潤沢にするために、一箇月分の予託金を一箇月半に増されるということで、一應ごつとものと考えるのでありますが、今までの收支の状況を伺いますと、先般の御説明では、収入が約三十二億余万円に対して、支出が四十億七千万円、赤字が八億六、七千万円になつていると思ひますが、その赤字の四〇％の未納が入りますと、ほぼ完済できる形になつてゐるのであります、さつきちよつと岡さんからもお話が出たように、未収を完全に取立てて行くということだけで相当に完全に支拂いが行われるかと思われるのであります。それを一箇月

○宮崎政府委員 一月分につきまして十分納めきらなかつた原因は、丸山先生と言われたように、事業主の金詰りで資金も拂えないというのであるから、保険料を集めて、そして基金に充てるのがなく、困難であるという方は確かに一つあると思います。もう一つは、これは基金の事務上の欠陥でま

りまして、基金の発足が八月から準備をいたしまして、九月から始めたのであります。が、創立早々は職員もなかなか集まりませんし、またふなれでござりまして、それから仕事についての事務所その他の関係がございまして、正常な歩みをするのがやや遅れたのであります。その関係で今日におきましては職員も充実し、また事務にもなれて参りましたけれども、当初二、三箇月のずれがまだ響いておるといふ関係で、請求書の出し方が遅いとか、あるいは請求書に間違いがあるというようなことのために、組合から金をとることが遅れたというものも相当あつたのであります。今日におきましては、それらの点につきまして、基金当局が非常に改善を加えられましたので、その

○宮崎政府委員 丸山先生はその道の
 大家でありますので、私から申し上げ
 ることもどうかと思いますが、この診

療報酬につきまして、点数の増加を抑
制することに努力いたしますと、ま

つたく制限診療に陥ると思います。しかしながら、私ども診療協議会で診療

報酬を審議する際におきまして、その点を最も恐れたのでありまして、点数

の増加を防止することにより、保険診療が制限診療となり、過去の差別待遇

を招くようであつてはいけないという
考えで、特に診療協議会におきまして

は小委員会を設けて、診療報酬を決定するにあたりましては、その道の大家

の方々が何回も重ねて会議を開きました。そうして普通のお医者さんから見

まして、これが通常であるというよう
な診療報酬にして、非常に過剰な、や

らぬでもいいような診療は防止したいが、しかし学問の進歩に伴いまして、

どうしてもそういう特殊な療法を設けなければならぬという場合には特に考

慮することにした。われくの常識でなく、お医者さんの常識で判

断いたしまして、大体通常妥当な診療であるというもので押えて、なお学

問の進歩によつてどうしてもそうしなければならぬものは特別に考える。

しかしだれが見ても過剰であり、不当であり、不正であるというものは排

除することになったわけでございます。

○丸山委員 次に第十四條の二で審査委員会に学識経験者を加えるということ

とになつてゐるのであります。もし審査委員の数が不足であるならば、ただ

人員の増だけでけっこうだと思ひますが、新たに学識経験者をお加えになつ

たことは、どういふふうなお考えであるかといふことを伺いたいのであります。関係当局の意向では、医師以外の者が医療内容に口をいれることは誤まりであるように言われておると聞いておりますが、学識経験者とは医師あるいは歯科医師たる学識経験者と解してよいでしょうか。あるいは、ある筋の心配しておられるような、医師以外の者が医療内容に口をいれるということにあたる学識経験者でありますか。

○宮崎政府委員 学識経験者といふのを加えましたのは、この種の委員会におきましては、大体医療担当者や保険者の代表、それから公益代表と申しますか、中立代表と申しますか、そういうふうな方が入る形になつておりますので、今回これを加えたのであります。この学識経験者と申しますのは、保険診療に経験あるいは学識のある方でありまして、大体において医師、歯科医師でなければこの種の仕事ができないと私は思うのであります。ただ特殊なる保険診療に経験を持つ、あるいは学識を持つという人があります。場合、これを例外といたしますが、大体医師、歯科医師の資格を持つてゐる人が適当ではないかと思うのであります。

○丸山委員 次に第十四條の二に、基金の從たる事務所の幹事は、審査委員会に出席して意見を述べることができると書いてありますが、幹事が出席する場合に、幹事長も出席できると考えますが、幹事長が自分の委嘱した審査委員で構成せられてゐる審査委員会に出て来て意見を述べるといふことは、幹事長の意向が審査内容に制肘を加えるという危険を感じになりませんか。

か。あるいは支拂基金は、本來の目的はプール機関である、あるいはサービスマンであるといふことであります。その範囲を拡張し、あるいはその権力を強大化して政治機関に移行する危険があるとお考えになりませんか。

○宮崎政府委員 基金の從たる事務所の幹事は、審査委員会に出席して意見を述べ、あるいは説明を求めることができるといふことはございませう。そしてその幹事の中には幹事長が含まれておきます。幹事長がそれに入ることにつきましては、政治上の権力を持つてゐないかといふ御質問であります。実はこの審査委員会と申しますものは、任命の際においては幹事長の行爲を伴いますけれども、任命されてしまえば審査委員会は幹事長から独立した形に立つておるのでございませう。それで從來地方におきましては、審査委員会開催中におきまして、幹事立入るべからずという立札が立つた、そして幹事は何らそれに入ることもしなければ話もできないといふところがあるといふことを聞いておるのでありますが、幹事が自己の所信を述べたり、あるいは審査の内容について意見を求めたりすることができないものであつては、あまりに幹事あるいは幹事会と審査委員会とが離反した形になるのではないかと一考えから、幹事は審査委員会に出席して意見を述べられるし、不審の点については一應幹事の立場として説明を求められることはできるやうにしなればならぬのではないかと思つて、法案に改正を加えたのであります。議決に参画したり、あるいは審議を左右するがとき政治的な力を發揮するといふ意味でできておるのでは

ないのであります。しかし運用にあたりましては、医師等をもつて構成しておる審査委員会に對しまして、幹事が、仰せになつたやうな力を發揮するがときことのないやうにしなければならぬことは、私も同感でございませう。運用につきましては、今の丸山委員の仰せになつた点は私もよく徹底させたいと存じます。

○丸山委員 幹事が立入るべからずの札をはられた例があるといふことを初めて承つたのであります。私は実は反対の例も承つてゐる。幹事長が支拂の義務を持つており、同時に關與しておる診療内容に對して一つの指導権のやうなものを持つてゐるため、地方の府縣の保健課の指導監督と権限が衝突して、その間に反目があるといふ反對の例をよく聞いておるのであります。が、そういう心配はございせんか。

○宮崎政府委員 今の丸山委員が仰せになりました点につきましては、実は大きな府縣については幹事長は専任でございませう。ところが中小の縣においては、幹事たる幹事長が縣廳の課長を兼ねてゐる場合があつたかと存じます。そういう点につきましては、私どもは十分注意をしてこの運用にあたりたいと存じます。

で、医師を求めましたところ、夜中でありかつ交通の不便な所であつて、なかなか医師が見付からなかつた。そのときにある医師が、自分で自動車運転できるために、その人がかけつけて治療をした。注射をするとかいふことをやつた。多数の患者がそこに呻吟しておりますから、こつちもそこで記録をとるわけに行きませんので、その工場の看護婦に記録をとらした。そして相談した。しかるにその場合に甲の患者に注射をして乙の患者には注射をしなかつた。それを間違つて乙の患者に注射をしたことにして、請求書を出し、甲の患者の方は注射をしなかつたことにしてしまつたから、請求書を出さなかつた。その事実が見付けられました場合に、乙の患者に注射をしなかつたのをしたと請求したのは不正なる請求であるがゆゑに始末書を出せ、甲の患者には注射をしたのに請求書を出さないのは債權の棄權であるから、それはお前が勝手に棄權したのであるから、こんなものは認めないといふので、その人は始末書をとられた。そのためにその人は保険に對して協力する意思を失つてしまつた。あれだけ田舎に行つて努力して治療したのに、ただ一つのそういう間違ひがあるために、こつちの始末書をとられるといふ不愉快な事実があるのであります。出頭といふことは当然と考えられますが、これを濫用せられたり、末端における取締りや何かがさういふぐあいである、保険医が保険診療といふことに協力する意思も熱意も失う。こつちのことでは困るので、その点運営について十分御注意を願ひたいと考えるのであります。出頭を求める場合にはどう

ういふ手續をおとりになりますか。文書によるのでありましようか、あるいは呼出しの形式でおやりになるのでしょうか。その点伺ひたいと思ひます。

○宮崎政府委員 ただいま例をあげての御質問であります。確かにさういふ行き過ぎがあるかも知れませんので、その運用については十分な理由があるかないかといふことの判定はどなたがなさいますか、その判定に對して不服がある場合は訴訟権のやうなものはあるのございませう。それから出頭の要求でございませうが、文書をもつて事由をあげて出すことになつております。

○丸山委員 出頭を拒みした場合に、は支拂ひを停止すると書いてありますが、出頭を拒むのには正当な理由があるればよろしいことになつておるが、正当なる理由であるかないかといふことの判定はどなたがなさいますか。その判定に對して不服がある場合は訴訟権のやうなものはあるのございませう。

○宮崎政府委員 正当な事由はもちろん審査委員会が決定いたします。しかしその審査委員会の決定に不服のあります者は、その縣の診療協議会にこれを申し出ていただきますれば、診療協議会においてそれを審議して決定する考えでございませう。

○丸山委員 次に正当なる理由といふことは、かなり判定がむづかしいと考へますが、呼び出されるために相当の日数を空費するといふことは、現在診療中の患者に不良なる影響を與えるとか、診療に支障を生ずるといふことに

なるが、これは正当なる理由としてお認めになるかどうか。

○宮崎政府委員 その点はデリケートでございまして、現在診療中の患者を持つております場合に、たとえば手術のあとであるというような場合に、請求書が参りました場合に参らなかつたときには、これは正当なる理由と存じますが、あるいは患者を持つておるといふことに藉口いたしまして、幾日も出て来られないという場合は、正当なる理由がないと認める場合もあると思ひます。個々の具体的な事例にあたりまして、大體判断がつくと思ひます。普通の場合におきましては、大體審査委員会というものは、お医者さんの集合でありますので、こういうものはどうも正当と認められないじやないか、あるいは正当と認められるじやないかというような点は、何というかそのお医者さんの平生の人格にもよりますし、それからまた同僚のお医者さん方の觀察にもよりますので、適當なる判断が下されるものであると信じております。

○丸山委員 次に先ほど私が例を申し上げましたように、診療内容が適正であるか不適正であるかということ、これはデリケートな境目があると思ひます。そういうような場合、説明を求められた場合に、診療しました医師と、それから審査委員会の考えと主張が合致しない場合もあると考えます。お互いに主張して譲らぬ場合もあると考えます。こういうときはどういふふうに御処置なさるのでありますか。査定減点ということが以前行われておつたのであります。本人の主張にかかわらず審査委員会が査定減点する権限があるが、これはそういうふうに運ぶべきであるとお考えになりますか。あるいは將來の指導を主としてやり得るのであつて、その支拂いに対しては認められるのであるか。あるいは自発的にそれを正させて、もう一ぺん請求書を書き直させるというふうな処置をおとりになるか、その場合の支拂方法等をお伺ひいたします。

○宮崎政府委員 仰せの通り非常にデリケートの問題であります。来ましてたときに審査委員会の方はこれは不當である、本人は正当であるという場合の争ひのあつた場合であります。普通の場合には軽い意味のものにつきましては支拂いをすると思ひます。しかしその人の從來のいさゝか経験から見まして本人は正当と信じますけれども、審査委員会の方ではどうしてもその人はいつもこういうことをやつておつて、これはどうしても正当と思われないうような場合が起りますと、やはり支拂いを差しとめる、あるいは減点するといふ場合もあるかと思ひますが、その際におきまして本人はこれを診療協議会に申し出まして、診療協議会の決定を仰ぐことは私はできるやうにいたしたいと思つております。

○丸山委員 お話のような場合、及び出頭を拒んだために支拂いを停止せられる場合があります。その場合には正当な請求書と認められる部面に対しては部分拂いをなさいますか。あるいは全部の支拂いを停止なされるのでありますか。

○宮崎政府委員 今の場合は、大體出頭を求める場合は相當な問題があるのだと思ひますが、出頭を求めましてもどうしても来ない。その人の御説明を聞かなければその請求書が正しいかどうかとわがらないという場合には、私は支拂いは事実上できないと思ひます。しかしながら五十枚の請求書があつて、そこに一枚か二枚のどうも不正なものがあるというような場合につきましては、その不正な部分を除いて拂つていいじやないか、こういうふうにしておきます。

○丸山委員 部分支拂いをなさいますか。

○宮崎政府委員 それでいいと思つております。

○丸山委員 大體了解いたしました。

○堀川委員長 堀川委員。

○刈田委員 この法律の改正案が出ましたときに、御存じのように非常に全國の医師会の方から反対が出ておつたのですが、その重要な点は、今まで委員の方が質問されましたことと同じやうに、今度基金にもつて来て審査委員会というやうなものができて、ここで診療の内容を審査するということに対する非常な反対で、そういうやうな方法ではほんとうに医師が自分の責任を持つた診療がやりにくくなるじやないかというこの反対が大部分だつたわけですが、私もやはりこの点を今度の改正では最も反対したいと思つて、先ほどの御説明を聞きますと、審査委員会なるものは、診療協議会の下部の組織である、こういう御説明があつたと思つてすけれども、もしそういうふうな、審査委員会でもつて一應決定した後、診療協議会でもつてさらにその意向を尋ねるといふやうなことが行われるものでしたならば、これを基金に附屬した審査委員会にしないで、社会保険診療協議会の中に診療報酬請求の委員会というやうなものを設けて、ここで必要な人員をふやしてそれをやつた方がもつと法に適つておるのじやないか、かように考えるのです。この点いかがでしようか。

○宮崎政府委員 ただいまの問題は丸山委員にお答え申し上げたやうに、診療協議会と申しますものは、審議機関、いわゆる諮問機関でございます。審議をするのを本體としておるわけでありまして、それから基金の方は執行をやります。請求書をもつて、それを調べて金を拂うという、適正な支拂いをするために調べる機関であります。そこでそういう執行機関を諮問審議機関に移すといふことでなくして、金を拂うものに直結しておきましても、早く拂う、調べてすぐ拂う、こういう意味におきまして、基金にあるわけがあります。それからその中にきまらぬものがあるならば、診療協議会へ持つて行くことになつております。きまらぬものがあるならば診療協議会へ一ぺんに持つて行つたらいいじやないか、こういうお話でありますけれども、こういうものは御承知のやうに二、三段になる方が最も正確なのであります。大體において基金の審査委員会が審査をする。そこで定まらないもの、あるいはまれに見るもの、判定しかねるというものを診療協議会が見る。そしてそれでおさまらぬものは裁判所へ持つて行くという形になつておりますので、第一審制度、第二審制度、第三審制度と申しますか、そういう形になるのであります。何もかも基金から離して診療協議会に持つて行く

といふことは違ふと思つております。

○刈田委員 ただいまの御説明は從來からよく承つておつた説明なのであります。それは大體諮問機関の中に執行的な委員会を設けるのはおかしいとおつしやるのでありますけれども、そういったしますれば、基金といふやうなものの任務は、これは大體が社会報酬の方を迅速に支拂うべき機関であつて、ほんの事務的な機関としてあるべきだと思ふ。そういうやうなところへもつて来て、診療内容を審査するといふやうなまた違つた機関の仕事を持つて来るといふことの方が、私はむしろ矛盾が多いと思つてすけれども、その点いかがでしようか。

○宮崎政府委員 基金は迅速に拂うといふことであります。同時に適正に拂うといふことであります。迅速適正に拂うということが基金の使命であります。そこでただ早く拂うのではなしに、正しい金拂いの仕方をする。金勘定が正しいといふことはなくて、請求の仕方が正しいかどうかを調べて拂うのであります。これは御承知のやうに、金を拂う以上は正しい拂ひ方をしなければなりません。そういう意味で審査委員会というものが、今日の法律にも載つてゐるわけでありまして、ただそれを強化する、こういう意味で御改正を願つてゐるやうな次第であります。

○刈田委員 そういうやうな、簡単に御説明になつたやうな官僚機構の一部が、医療機構の中に非常に強い統制と申しますか、命令権を持ち込むといふことは、結局やはり全國の医師会の人たちが御心配になつておるやうに、こ

の機関の支拂いを通じて、医療の内容をいづ／＼制限するといふような危険性がどうしても出て来る。こういう点がやはり非常に私どもは心配になるわけであります。この点はただいまの御説明だけではやっぱりどうもわれ／＼としては納得行かないところであります。それでかりに審査委員会を持つたといはしても、これには保険者の代表と、新たに公益者の代表が加わつたといふ先ほどの御説明でありましたけれども、これに被保険者の代表も加わらなければならぬ。われ／＼はこう思ふのでありますけれども、被保険者の代表をこれにお加えにならなかつたその理由は、どういふわけですか、この点を質問いたします。

○宮崎政府委員 この保険者の代表を加えると申しますのは、これは先ほども申し上げましたように、審査委員会といふのは医療経験者をもつて充てているわけでありまして、お医者さんが主になつてやるものであります。そこで、お医者さんを選ぶにあたりまして、被保険者の代表といふことになりまして、これはお医者さんではございません。そういう考え方がありましたので、学識経験者を加えましたけれども、被保険者の代表を加えなかつたのであります。大体お医者さんをもつて構成するのであります、被保険者は、もちろん医師の免状を持つて会社工場等に働いて被保険者であると思ひますけれども、そういう意味で被保険者代表といふことがどうもびんと来ないので、公益代表といふことにいたしましたわけでありまして。

○刈田委員 私が申しました被保険者の代表といふことは、もちろんそういうふうな医者の免状とか何とかいうのではなくて、医療が最も適切に行われたかどうかといふことを自分自身の体でもつて経験した被保険者が、やはりよく発言することができると思ひます。そういう意味でやっぱり被保険者もそういう審査委員会には当然発言しなければ——一番それが直接的な利害関係もあり、また直接自分の体でもつて適切に行へたかどうかといふことを言ひ得る立場の人だと思ひますから、これは入れるのが当然だと思ひます。

○宮崎政府委員 今刈田委員の仰せになつたような点は、被保険者と申しますと、どうしても医者以外の者といふものが主だと思ひます。その点につきましては、大御承知のように、医療といふものは専門の知識を持つておりませんと、正確を期し得ないという関係で、医師、歯科医師等を主にして行つてありますので、被保険者代表といふのは基金の幹事会におきまして被保険者の代表が入つております。それからまた診療協議会も被保険者の代表が入つておりますけれども、審査会におきましては医師、歯科医師という専門家を主として考えておりますので、これを被保険者代表といたしますと、私はどちらかというといふ医師、歯科医師以外の被保険者といふものが主になると思ひますので、その点を認めなかつたのであります。

○刈田委員 私はやはり医療をまず民主化するために、また実際自分でもつて保険料を拂ひ、医療を受けておる立場から、公平適切に医療が行われたかどうかといふことを医学上の見地以外に十分適切な発言をする可能性があるので、ぜひそれは入れていただきたいと思ひます。

私は考えるわけです。しかしただいまの御答弁以上のことはお聞きしてもむだだと思ひますので、その点はこのぐらゐにいたしまして、その次に、先ほど保険局長が原則としては保険の点数のふえるのは喜ぶべき現象だといふふうな言われたのでありますけれども、伺うところによりますと、最近では保険料の点数の制限をする傾向があるといふことを聞いておるのであります。こういう点はいかがでしょうか。

○宮崎政府委員 私が先ほど丸山委員に申し上げましたのは、点数が増加することについては喜ぶべき現象である。点数の増加につきましては医学上の常識がございまして、その常識に合つた点数でありますならば私どもも歓迎しておるわけでありまして、点数の増加必ずしもいいわけでもございませうが、また悪いとも言えません。要するに診療の内容が適正であるかどうかといふことであると思ふのであります。

○刈田委員 次にそれではお聞きしたいのでありますけれども、今度いろ／＼政府がやつております集中生産の当然の結果といはしまして、一般の中小企業が非常にやりにくくなりまして、その方面から工場の閉鎖だとか、あるいは倒産だとかいふようなことが頻繁に行われる結果がございまして、すでにそういうものがど／＼行われているわけでありまして、そういういたしますと保険料に對しまして、大きな未納分が出て來ると思ひます。こういう部分に對しまして、政府の方でどういふ処置を講じようとしておりますか、これについてお聞きしたいと思ひます。

○宮崎政府委員 先般の健康保険法の

改正によりまして、大体保険経済が保つて行くのではないが、こういうふうな思ひますが、九原則の実施その他によりまして、工場の倒産等があつて、保険料の未納がある場合はどうか、こういうお話であります。これは予想にやゝ問題でございまして、私どももいたしましては、工場が倒産してそうして労働者が工場から出てしまふということになりますと、被保険者の資格がなくなつてしまふ。そうなりますとこの保険診療がそこに及ばないといふことになりまして、ただ保険料の未納のままでは工場が倒れた場合の点だらうと思ひますが、この未納のままでは倒れに力を入れて参りましたけれども、今度は毎月々徴収をうまくやつて行くようにいたしまして、保険料を滞つたままでは工場の倒れることのないようにいたしたいと思ひますが、それでも若干そういうものがあるかも知れません。そういう場合には、政府の健康保険の大きな会計で何とかうまく行くよう努力をいたしたい、こういうふうな思つております。

○刈田委員 それは健康保険の場合にもお聞きしたのでありますけれども、ちやうど昨年度では企業家の方の未拂い分だけが、今年度の一般の被保険者から徴収する初診料に相当するくらい額の額が出ていたと思ふのであります。八十万円でございますか、八百万円でございますか、とにかくそれに相当するくらい額は今年度の経済情勢を考へてみますと、いろ／＼取立てに努力されまして、やはり昨年以上の困難な状態が來るのではないかと思ふのであります。

そういうときにただいま政府の方でも、保険経済の中から何とかしてまかなつて行くといふお話であつたのですけれども、大体今のお話によりまして、保険経済は非常に困難で、その結果一部の改正をやつてゐるわけ、どうしてもこれはもつと廣いところからそういう赤字部分に対する補填が考えられないとやつて行けなくなるのではないか。この基金が今年度だけでありますしても、三箇月も半年も医者に拂えない、こういう状態が來るのではないかと思ふのでありますけれども、そういうところの見通しに對して、政府に努力なさる余地があるかないか、この点をお聞きしたいと思ふのであります。

○宮崎政府委員 この点につきましては相當大きな問題でありますけれども、私どももいたしましては、そういう際においては何かの方策を講じて善処したい、こういうふうな思つておりますが、それ以上私としてはお答えできないのであります。

○刈田委員 ついでにお聞きしたいと思ひますけれども、現在これの事務費の方ですが、政府の負担しておいでになるのは大体どれくらいになつておりますか。

○宮崎政府委員 基金の事務費は一件当り一・五分でございます。なお補足いたしますが、二十三年度は三千万円でありまして、

○刈田委員 本年度の事務費の予定はどのくらいになるのですか。

○宮崎政府委員 本年度は二億四千万円になります。

○刈田委員 この事務費だけでも一般会計の方から全額國庫負担ということになれば、相當保険経済の方は明るい

見通しがつかないかと思うので、こういうことについて政府の御考慮はいかがでしょうか。

○宮崎政府委員 支拂基金法につきましては、これは基金法成立の際におきましては、この問題でございしますが、一切政府から金が出さないと。すなわち健康保険の保険者であります政府及び各組合、国家公務員共済組合というような意味の政府は出しますけれども、一般会計を持つております政府は一切出さないと。要するに保険者から保険料を取上げて、そうして保険の診療担当者であるお医者さんに拂う、そういう形になっております。その事務費も保険者が負担する。こういう体系において支拂基金というものはできておりますので、事務費を一般会計からもちょうと、これは考えられないのでございします。

○荻田委員 今度の改正では第十四條の三にいたしましたが、それから第十四條の四にいたしましたが、医者に対して非常にたくさん義務を要求していると思うのです。そしてこの点については先ほどからもその方の權威だという丸山委員からもいろいろ話があつたのですけれども、実際このように数々の義務を保険医に対して要求する反面、政府の方ではかつては基金の支拂いを三箇月も半年も遅らしておる。しかもそれに対して保険医の方から何らの請求する権利がないのだということ、私は非常に片手落ちだと思つて、こういう政府の滞納に対して、ある医師会のごときは、やはり当然に政府は滞納料をつけて拂うべきだ、こういうふうに要求しているのは私まつたくその

通りだと思つておりますが、こういう点に対して政府のお考えを聞きたいと思ひます。

○宮崎政府委員 基金の支拂いが遅れておりますことは事実でございます。この点につきましては先ほども申し上げましたように、基金の発足後、いろいろ不なれな点がございまして遅れたような場合もありました。また荻田委員の先ほど言われました経済界の情勢等によつて、保険料の納入が遅れたという点もございします。それからもう一つは基金の責任ではなくして、医療費が予想よりも非常にかさみまして、そうして保険経済が予算をもつてまかない切れないほどの医療費になつて来た。これに対する手当が十分に行かなかつた、こういう点があるものであります。これにつきましても保険といたしましては保険料の値上げとか、あるいは若干でございしますけれども政府の負担金の増額とか、いろいろな方法を講じまして保険経済をゆたかにして行かなければならぬわけでございします。この間の改正によりまして、保険経済のバランスを保つような改正を願つたのであります。今後におきましては保険経済の調整をうまくやりまして、基金が支拂えないとか遅れることのないようにいたしたい、こういう努力をするつもりでおります。過去におきましては基金の事故による支拂いの遅延もございしますし、それから保険経済から起つた遅延もございします。そういうような点につきましては十分改善を加えて行きたい。それからもう一つは先ほど問題になりました保険者が予納する金額が一月であつたのを一月半にいたしまして、基金そのものが前よりも潤沢な

金を持つております。そうして支拂いをするに際しまして遅延しなくて済むような措置を講ずるというところが今度の改正の趣旨でございします。それから審査委員会の強化によりまして、医師にいろいろな義務を課しておるといふお話でございしますが、これは法文の上にも新たに義務を課したのでありますけれども、基金の本来の性質から見ますと、この程度のことは必要であつたわけでありまして、従来ともこれを行つておつたと思ひますけれども、法的にこれを正確に規定したということに當るわけでございます。

○荻田委員 基金の支拂いに努力していただくようにぜひお願いしたいのであります。その努力をいたしまして、そのために医者のような滞納を来して、そのために医者が税金が拂えなくて病院を閉鎖しなければならぬというようなことがありまして、有名な健康保険の病院でありながら、政府の支拂いがあるまで一時実費だけ出してもらいたいと言つて、労働者から診療費をとつて診療しなければならぬという不都合を来しておるところもあるので、今後もし滞納が行われた場合には、政府はこれに対して何らか責任をとらなければならぬと思つて、その点はいかがですか。

○宮崎政府委員 政府の支拂いが遅延したために迷惑をかけておる点は、私も相済まないと思つておりますが、一番困りますのは税金の問題であります。それらにつきましては税制の改革等の際におきまして、保険医の税金の問題、あるいは基金の支拂いと税金との關係を源泉課税にするとか、そういうような方法を講じてみたいと思つて

おります。遅れたものについて利子を拂うかどうかということまでは、今日の情勢としては私もまだ考えておらないわけではあります。

○堀川委員長 田代委員。

○田代委員 この法案の提案者といつたしましては、保険経済のバランスを十分とつて、黒字一本建てられるようにすることがねらいであるかと思つておりますが、大体この法案が通過して運営される場合に、これによつて保険経済が安定するといふ見通しがつかないのでございしますか。その点をお尋ねいたしたいと思ひます。

○宮崎政府委員 これによつて保険経済が安定するといふのはございませぬ。保険経済の方は、健康保険法の改正によりまして安定をはかりたいといふのでございします。基金の方はこれによりまして早く拂ひ、同時に、適正な拂ひをするといふことで、この改正をお願いしたいといふのでございします。

○田代委員 そうすると、現在までは早く拂われていないし、不適正にしか行われていない、こういうことでございしますね。

○宮崎政府委員 現在までは早く拂うことになつておりますけれども、遅れております。たとえば今日におきましては、三分の報酬を拂わなければならぬのを拂つておりません。そういうことで、遅れておりますことは事実であります。それらの原因は、先ほども申し上げましたように、保険経済の点が一つと、予納金の少なかつた点が一つ、そういうようなことで遅れておるわけでありまして、それをこれによりまして、前の健康保健法の改正とあわせ

あります。それから適正にしたいといふならば、今までは不適正であつたかといふことでありますが、今までも適正でありました。しかし若干不適正な点もありましたので、これはその都度直しております。そういうわけで、從來審査委員会が不適正なものを発見してこれは是正に努めておりますが、この改正によりまして、それらの仕事を法的に明らかにして実施をしたいといふ意味であります。

○田代委員 私が申し上げるまでもなく、國民の健康あるいは医療といううなことは、社会保障の問題でありまして、法律づくめによつてこれを解決するといふような態度は非常に危険でありますし、そういうことは意図すべきでないと思ひます。この法案では、今御説明もされましたように、診療医の方におきましても、非常にきびしくなつて来る。事実また第十四條の四などにおきましては、場合によつては「診療報酬の支拂は一時差止めることができ」といふような、非常に圧迫感を与える條項までも入つておるのであります。こういうことになりまして、お医者さんの道徳的な立場から、適正な治療あるいは診療に對しまして制限を受けるし、また實際審査委員会が、できるだけ早く金をもらいたいといふようなことから、自分の意思に反して診療に制限を加え、あるいは不正診療ですることになると思ひます。これは医者の立場から申しまして、また治療しなればならない患者の立場から申しまして、社会保障を根本的な観点としなければならぬ場合におきまして、こういう法律づくめで絞め上げるというこ

とは、まづたつとそれと方向が相反して
おるようによつて考へられるわけではござい
ますが、この点いかがでしようか。

○宮崎政府委員 法律づくめでがんじ
がらめに行つて行くことが、社会保障の
精神に反するといふお話でございます
が、お医者さんが正しい治療をしてお
ります場合には、何らの束縛も何らの
制限もないわけでありまして、まづ、ま
れではあります。

○田代委員 正しき治療といふこと
は、言葉の上では容易に言えるのであ
りますが、もしこれがあなたの仰せに
なるように理解されますならば、全国
の医師会から、私のところにも、他の委
員のところにも全面的に反対の陳情、
あるいは請願をなさることはないと思
います。また今御説明のように、今ま

でのやり方によつても、不適正とい
う点は部分的にはあつたけれども、それ
ほどあつたわけではない。今までのや
り方によつても十分適正な方向に進ん
でいると説明なさつたのであります
が、それであるならば、なぜ今こうい
う法律をつくらなければならぬとい
ふことになつて参ります。その点い
かがでございませうか。

○宮崎政府委員 今までの実際の経験
によりますと、審査をいたす際におき
まして、その権限を明確にいたしてお
きませんと不便があるといふ意見に基
きまして、私どももいろいろ検討した
結果、今日の保険診療におきまして
は、この程度の規定を置かなければ、
審査等が困るのではないかと、この意
味でいたしたのであります。全部のお医
者さんにつきまして、呼び出したり、
あるいは支拂いを停止したりするわけ
ではございませぬので、若干あります
方につきまして、そういう措置をとら
なければならぬといふ意味において、
この法規の存在があるわけではござい
ません。私どもこれによりまして、従来以
上に強く保険担当のお医者さんを圧迫
したり、制限したりする考えがないこ
とを重ねて申し上げます。

○田代委員 でございますれば、す
でに健康保険法によりまして、そうい
う取締り、あるいは指導といふ点は相
当に詳細にできているのであります。こ
れは私が説明するまでもないのでござ
いまして、それを正しく運用されれば十
分足りると言えるのであります。どう
してもこういうものをつくらなければ
ならないといふ理由が、今の説明自身
におきまして非常に薄弱でありまし
て、この健康保険法の現行法律を活用

することだけでも、相当いろいろ／＼医師
の診療内容に対する審査などにつきま
しても厳しく出ているのでありまし
て、この点が結局私どもは、こういう
ことをやることによつて医療が制限を
受ける。また支出をとにかく食い止め
ればよいといふようなことがねらわれ
ておるのではないかと、こういう気が
します。そういうことになりまして、
治療自身が非常に制限される、ある
いは差別診療といふことになる。かつ患
者もかかりにくいし、お医者さんの方
でも十分診療して上げないという気持
に制限を加へなければならぬというこ
とになることが非常に心配になるわけ
です。その点なお健康保険における取
締りとの関係につきまして御答へ願
います。

○宮崎政府委員 健康保険法におき
ます審査、監査等は、これは行政廳が
やる場合でございまして、すなわち厚
生大臣または縣知事が健康保険法の規
定に基づきまして、お医者さんを監査す
る、こういうときの規定でございませ
う。ただいまの改正案は、支拂基金の
審査の問題でございまして、行政官廳
がそういう権限を持つてゐるのに、な
ぜ基金にそれを置かなければならぬ
か、こういうことになりまして、先ほ
ども申しましたように、基金といふも
のは、金を早く拂ふなければならぬ
の、早く拂ふためには適正な審査を早
くやらなければならぬ、適正な審査を
早くやるためには、審査会といふもの
がある程度の権限を持つて、そうし
て早く調べて早く拂ふような措置を講
じなければならぬ。こういう意味で
これだけの権限を審査委員会に與える
のであります。行政官廳あるいは行政

廳がやります場合におきましては、こ
れは支拂いを早くするといふ意味では
なくて、適正にこの保険診療が行われ
ているかどうかという点についての措
置を講ずるのでございまして、支拂基
金といふものは、金を早く拂ふ意味に
おいて早く調べる、こういう適正、迅
速拂いといふ趣旨においてこの條文が
置かれておるのでございまして、行
政廳に権限を與えた健康保険法と規定
において同様なものがあります。す
も、趣旨が違つてございまして。

○田代委員 先ほど御説明がありま
したように、すでに今までの機構の
におきまして、それほど不適正でない
運営がされておるといふことを説明さ
れたわけでありまして、私はこういう
ことをやらなくても、今までもそういう
運営の上には不備な点があれば、それが
十分除去されれば、これで片づく問題
であるといふことを確信いたしてお
るわけでありまして。私は先日、実はこ
ういふ点で、厚生省の方へ直接に参り
まして、あそこ勤務されている方々
にお会いしまして、いろいろ伺つたの
であります。支拂基金などが非常に
遅れているというやうな面において
も、実は厚生省の事務をやつておる職
員の数が非常に足りない。不足してお
る。それで超過勤務などを盛んにやつ
ておるけれども、最近いわゆる四十八
時間制が実施されて、超過勤務に対
しても、それに対して支拂いがなされ
ない。ところが仕事はどん／＼持込ま
れておるといふことになつて、せつた
かと思つても仕事ができない。そのた
めに基金を納めるといふやうなことも
滞滞して來るといふやうなことが言

れておるのでありまして、もしこれが
事実であるとすれば、これは法律によ
つて解決されるものではなく、そうい
う運営面、そういう実際の面におけ
る手が打たれるならば、それで私は解
決すると思つたのであります。この点
いかがでございませうか。

○宮崎政府委員 ただいまのお話は、
多分厚生省の政府職員共済組合のお話
だと思つたのであります。職員の数が足
りなくて、いろいろ／＼な計算が遅れ、同
時にそれがために基金に対する支拂い
が遅くなる、こういうやうなお話だと
存するのであります。この行政の實際に
つきましては、この行政の實際にあた
りまして、仕事をよく考へて十分うま
く行くように努力しなければならぬと
思つたのであります。今日においては、
行政整理等を行うという段階になつて
おりますので、仕事の仕方等につき
ましては、今少しく／＼な方策を
講じて、仕事が早く行くように、
私どもとしては努力したいと思ひま
す。

○田代委員 先ほど田代委員の質問の
ときに御答へなさつたのでございま
すが、基金支拂いが滞滞しているとい
うことは事実である。その中の第一の
原因として、今まで非常に不なれであ
つた。そういう点が支拂いの滞滞の原
因の一つになつておるといふことが言
われておるのでありまして、たとえば
そういう不なれな点をなれるようにす
るというやうな点によつても、こ
ういふ問題は解決するのであつて、こ
れを法律的にここのやうに締め上げる
ことによつて解決するといふことは、
むしろ非常に弊害があるやうに考へる
のであります。この不なれな点が現

在ではどの程度までなされたといふことになつてゐるのでございますか。

○宮崎政府委員 ただいまの点であります。不なれたために遅れたといふのは金をとる方でありまして、それらを調べる方につきましては、審査委員会の仕事でございますが、審査委員会につきましては、今度の改正によりまして、審査委員の数が従来は十名であつたのが二十一名になる。もつとも、従来は省令で臨時委員を置いておりましたから、そういう関係で正式の委員が今度二十一名に増員されることによつて、審査が早くなる。それからもう一つは事務の方でございますが、金を拂う方、あるいは金をとる方、その方につきましては、従来七百二十名の定員であつたのでありますが、今度の基金の予算によりまして九百九十九名——もう一名で千名になります。九百九十九名の職員になります。それで現在一人で二千二百件を扱つておりましたのが、九百九十九名になりますと千六百件にかわりますので、受持の件数が減つて参ります。その点で労働過重というやうな点が省かれると思ひます。それから不なれたものでありますのは、大体九月から始めまして、今は五月でございますので、そのとき入りました職員が相当なれて参りまして、先般も私東京の基金へ参りましたが、ずいぶんなれて参りまして、そろばん等の間違ひもございませぬし、それから請求書を調べるにあたりまして、あるいは保険の予納金をとるものによつても、ずいぶんなれて参りました。若い人が多うございませうけれども、非常に張切つて仕事をいたしておりますので、この点につきましては、本年からは面目

を一新できるのではないかと思ひまして、東京の支拂基金から私掃りまして、これならば大体うまく行くと言つて喜んでおるやうな次第であります。

○田代委員 重ねてお尋ねいたしますが、この法案の施行によりまして、この基金が診療医を圧迫するというふうにはお考えになりませんか。

○宮崎政府委員 この法案によりまして圧迫することはないと思ひます。正しい治療につきましては、何らの問題も起らぬと思ひます。

○田代委員 それから、これは根本的な問題であります。結局こういう医療とか國民健康に関する問題におきましては、当然國家が、また社會が保障するといふ憲法二十五條の精神をまず第一番にいかにかかすかといふ立場から問題が解決されないと思ひます。ほんとうの解決にならないと思ひます。そういう立場を實際の立案者が嚴として持つて、そういう立案されますならば、こういうふうな法律はできないのじやないか。なお申しますと、先ほどの御説明にありますが、一般會計からは全然入れぬやうに法律はなつておる。なつておるのだから、そのなつておることに従つてこういうことをやつたのだというやうな御説明でありました。そういうやうな社會保障の方面に向いて行かなければならぬと云ふことになつておらなければならぬ。それを一般會計から入れて、そういう國民の健康を護るといふ立場からこの法案を改正されるというやうなことに努力されるべきであります。そういう方面における國家保障とか、被保険者に対する治療を國家が十分責任を持つといふ点からこれが解決されなければなら

ないのに、むしろ反対の方向へこれがなされつゝあるやうに考えられるのでございませうが、その点お尋ねいたします。

○宮崎政府委員 決して反対の方向に向つてゐるわけではございませんが、正しい審査をして正しい支拂いをするといふことでありますので、反対の方向に向つてゐるのではございません。

ただ先ほど田代委員も仰せになりましたが、保險經濟が苦しくなつた。これに對して一般會計から幾らかの資金を導入するといふ問題であります。この問題につきましては、今日の國家財政の現状においては、なか／＼そうは行かなかつたといふことを申し上げておるのであります。近く社會保障制度審議會等も開かれますので、將來の社會保障といふことにつきましては、憲法二十五條の精神に合うやうな御審議、御決定をなされるものと私どもは信じてゐる次第でございます。

○田代委員 今日國家財政から大体これができなかつたといふやうにおつて、やいますけれども、實際においてこれができなかつたかどうか、私ははなはだ疑問であります。また事實そういう立場から折衝をなすつたかどうか。こういう治療に関する問題に關して、事務費をこの中から二億數千万円もといふことをしますならば、治療費の支拂いなんかは響くことは當然であります。こういう点は當然國家が保障すべきであります。これは當然のべきではないと私たちは感ずるわけであります。そういう点から、私は立案者なり政府當局がそういう確信を持つておやりになつてゐるかどうか。これがいつも一番心配になるのであります。こ

れをやつてゐたのでは、こういう問題は根本的に解決しないと考へます。實際において、こういうことを折衝なすつたかどうかといふことを御答弁願ひます。

○堀川委員長 質問者の委員の方も政府委員の方も、時間が相當進んで参りましたので、簡單にお願いいたします。

○宮崎政府委員 その辺の努力につきましては、健康保險の特別會計の事務費につきましては相當努力いたしております。基金については根本的な立法の精神によりまして、いまだいたしてありません。

○田代委員 事務費についての努力が具體的にはどういふやうに現われておりますか。

○宮崎政府委員 大体事務費の三割を國庫が持つといふことで、健康保險の特別會計はなつております。

○田代委員 以上で終ります。

○堀川委員長 それでは本案の質疑も終了したと存じますので、質疑を打ち切りましたも御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○堀川委員長 御異議がなければ本案に對する質疑を打ち切ります。討論に入ります。九山委員。

○九山委員 私は民主自由黨を代表いたしまして、本改正法律案に賛成の意を表します。本改正は従前の支拂いの遅延を改善せんとする趣旨に出られたものであります。その点において妥當なるものと考へる次第でございます。ただ箇條的にこれを検討いたしました。今までの多數の質疑應答に示されておりましたやうに、ややもすれば制限診療に陥り、あるいはいたすに

事務を煩雜にする。そのために不協力的な状態を惹起する危険があると思へるのであります。よつて本法案の運用につきましては、その点に當局は万全の注意を拂ひ、もつて社會保險診療をあらゆる面から円滑な全たらしめるやうに強く要望いたしまして、賛成の意を表するものであります。

なお附則の五月一日といふのを六月一日に訂正すべきものと思へます。

○堀川委員長 床次徳二君。

○床次委員 本案については、民主黨としては賛成の意を表します。

○堀川委員長 田代委員。

○田代委員 共產黨といつたしましては、田代委員、それから私が質問いたしました中にはつきり現われておりますやうに、反対であります。理由は説明するまでもなく、今まで質問した中に出ておりますので、反対の意を表明するものであります。

○堀川委員長 これに討論は終局いたしました。

ついで社會保險診療報酬支拂基金法の一部を改正する法律案の採決に入ります。まず九山委員より提出された修正案に賛成の諸君の御起立を願ひます。

〔賛成者起立〕

○堀川委員長 起立多數。よつて本修正案は可決せられました。

次に修正部分を除く残りの原案につきまして、原案の通り可決するに御賛成の諸君の御起立を願ひます。

〔賛成者起立〕

○堀川委員長 起立多數。よつて本案は修正議決いたしました。

○堀川委員長 次に死体解剖保存法を

議題といたしまして、質疑を許します。丸山委員。

○丸山委員 時間がありませんから、簡単に伺いたいします。第七條の一というところに「死亡確認後三十日を経過しても、なおその死体について引取者のない場合」というのがございまして、三十日という期間は相当長い期間だと考えます。それから第九條の「保健所長の許可を受けた場合」とありますが、その許可に対しては何かの規格、基準をおつくりになる御意思が、ありますか。それから第十四條の「死亡の確認後三十日以内に引取者から引渡の要求があつたときは、その死体を引渡さなければならぬ」とありますが、これもはなはだ長いように考えます。二十九日目に引渡しを受けても、そのときの死体の状態は、引渡しをするのはなほ不適当な状態になつてゐるものと考えられますが、いかがでしょうか。それから第十五條の「引渡の要求があつたときは、その死体の全部又は一部を引き渡さなければならぬ」という除外規定がありますが、これは実は何がをした死体より手足を切断したり、指を切つたりしたのを見た患者があるというのを私ども聞いておるのでありますが、そういうようなことが起る危険性はありますか。どうか。まさか死体に対してそれほどのことはしないと思いますが、場合によつてはそういうことも考えられると思ひます。

○東（府）政府委員 ただいまのお尋ねの中で、一部分からお答えさせていたいただきます。第七條の一にあります三十日を経過して云々、それから第十四條の同じく三十日というように日数が書いてある、これがかにもかにも長過ぎるというところですが、この三十日という日切りは、別に二十九日であつては早過ぎるとか、あるいは四十日では長過ぎるといふほど、これに大きな意味のあるものではございません。ただ大体一箇月という期限で引取人がない死亡者がありました場合に、これを告示して、そうして告示せられたことによりまして、これは自分の身内であるといふようなことを確認するといふ場合には、相当の日数がかかるわけでありまして、そこで大体一箇月以内には、遅くともそういう人があれば出て来るであろうというところが見当でありまして、従ひましておきまう三十日も死体として保存しておくまうようなものは、申すまでもなく病理解剖等の役にはなない供せられなないと思ひます。まして、大学等における衛生解剖用の死体として適当な保存液の中に入れて保存しておくものであります。従ひましてその死体としてこれが研究並びに教育の方面に利用せられますにつきては、三十日は決して長過ぎないと思ひます。それ以上何年でも保存し得るといふつもりでございまして、結局三十日では長いかわいといふことはいろいろ御意見もございまして、大体常識的に申しますと、それと死体の告示を周知せしめるのに大体十分の日数といふものを考慮したつもりであります。

○久下政府委員 私からその他の点をお答え申し上げます。まず第一は、第九條の保健所長の許可について基準を設けるかといふことでございまして、この除外例を設けました趣旨は、病理解剖など、ごく身体の一部を解剖したします場合のことを予想して設けたのであります。従つて大体運用上の基準は、通牒をもつて示すつもりでございまして、それから十五條の死体引渡しについて、いろいろの問題が起るのではないかといふことでございまして、この問題がございまして、実はかような規定を設けたつもりでございまして、死体を解剖いたしましたものは、あの十七條、十八條によりまして、その全部または一部を保存いたすことができるように積極的に認めておるわけでありまして、しかしながらそういう場合であります。しかしながらそういう場合には、但書の條件に該当しないような場合には引渡すようにしたいという趣旨でございまして、従来何らかの規定に関する積極的な規定がありませんでしたから、御指摘のような問題が起ると思ひますが、この法令が出ますれば、その問題はなくなると思ひます。

○丸山委員 これは希望でございしますが、保健所長の許可についてある一つの基準をお示しになる場合、なるべく病理解剖を簡易にし、普及させる意味において緩和して、普通の医者の手術室その他の方でできるようにお示し願ひたいと思ひます。

○堀川委員 ほかにも御質問はありますか。――お諮りいたしますが、本案に対する質疑は終了したと存じますので、この際質疑を打ち切りたいと存じます。御異議はありますか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○堀川委員長 御異議がなければ、本案に対する質疑を打ち切ります。ついで討論に入るのでございまして、が、本案の討論に関しては別に通告がございまして、よつてこれを省略いたしまして、ただちに採決に入りたいと存じます。御異議はありますか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○堀川委員長 御異議がなければ死体解剖保存法案の採決をいたします。本案を原案の通り可決するに賛成の諸君の起立を願ひます。

〔賛成者起立〕

○堀川委員長 起立総員。よつて本案は原案の通り可決いたしました。

この際お諮りいたしますが、本日の審査を終了いたしました各案に関する議長に提出する報告書の作成に關しましては、委員長に御一任を願ひたいのであります。御異議はありますか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○堀川委員長 なければさように決定いたします。

○堀川委員長 なおこの際田代委員から緊急質問が出ておるのであります。これを許すことにいたします。が、御承知のようにまだ百余件の請願と二十何件の陳情がありまして、時間を制限いたしましたお許しすることにしたいたします。政府委員の御答弁と両方合せて、約十五分としてやつていただきます。と存じます。そのおつもりで田代委員に許します。

○田代委員 これは早くから通告しておつたわけでありまして、大阪の國立の療養所厚生園の事件であります。御承知のように、大阪の新聞は非常にたくさん書き立てておるのでございまして、が、この厚生園におきまして不正事件が起つて、そして園長それから事務長、炊事係長というような人たちが取調べを受けておるといふようなことが新聞に出ております。これを当局は御承知であるか。またこれに対してどういう処置をとつておられるか。またこれにからみまして、こういう不正事実を病院の幹部諸公がやつたといふことを、そこにおきまして患者さんがつきりこれを暴露したといふことにひつかけまして、非常に間違つた行爲であります。が、そういうことをやつたといふのでその中におる三人の患者さん、しかもその患者さんは結核患者で相当重い患者さんであります。が、その三名を強制退院させたといふ、人権を蹂躪するような事件が発生いたしました。この点につきまして現地からも再三参られまして、現在厚生当局はこれに対してどういう処置をとつておられるか、十分この正しい解決を得られるようにしてもらいたいといふような陳情が参つておるわけでありまして、こういう事実に対して当局が知つておられるかどうか。知つておられるならば、こういう不正事実並びにそういう患者を強制退院させるといふような人権蹂躪に対してどういう処置をとられたかといふことに対しての御答弁を願ひたいと思ひます。

○久下政府委員 田代委員の御質問に對しまして、私からお答えを申し上げます。まず第一に病院職員の不正事件の事実でございまして、これにつきましましてはかねてからさうなことを指摘されておまして、私どもとして、その問題のあることをすでに数回にわたりました直接調査をいたしております。また出先の医務出張所を通じて、詳細な調査をいたさせておるのでございまして、問題は今日す

に檢察廳の手に取上げられておりまして、その方のとりはからいを待つて私どもの方の行政上の措置をいたしたいと思つておりますが、司直の手による適正なる解決を待ちまして措置をいたすつもりでございます。ただ私どもが今日まで承知いたしておりますところでは、確かに御指摘のように不正な事実がございますが、この点は監督の責任を持つております厚生省といいたしましてはいへん申訳なく思つております。司直の手による解決を待ちまして、それに適應する行政上の措置を講じたいと思つておる次第であります。

第二の患者の強制退所に対してのお尋ねでございますが、患者の強制退所の問題は、その不正を摘発したためにやつたものではないと、再三の調査によりまして承知をいたしておるのでございます。

〔委員長退席 澤澤委員長代理着席〕
患者の強制退所をいたしましたのは、ここに詳細な報告も来ておるのでございますが、所内の秩序を乱し、所長の指示に従わずに患者として適当と思われないような行動がございましたので、その意味におきまして退所をさせることにいたしましたのであります。ここに至りますまでは、病院側におきまして再三注意もいたしたるし、また身元引受人を呼びまして、そうして勧告をいたしたり、いろいろと手を盡しておるのでございますが、依然としてそれを改むるところがありませんで、最後の手段といたしまして、強制退所をせられたのであります。これは療養所の入所規定にも明らかにしてある点でありまして、その

入所規定の定むるところによりまして、かような措置をとつたのでございす。ところがこの強制退所を命じました後におきまして、今の不正の事実の摘発というようなことはむしろあとで起つておるのであります。さういふ意味合いにおきまして、問題はあつたから別であります。先ほどから申し上げております通り、患者の強制退所といふことと職員の不正事実といふことは、これは確かに別個の問題でありまして、おのづから別の問題として以上申し上げましたような取扱ひをいたしたいと思つております。

○田代委員 秩序を乱し、適当と認められないような行為をやつた。それに対しては詳細な調査をして来ておるとおつしやいしましたが、その内容をひと御説明願ひたい。抽象的で、これだけでは理解できないのであります。

○久下政府委員 ここにございすのは、大阪厚生院の所長からの報告であります。報告の内容は私どもの方から直接調査をいたしました事務官の報告並びにまた医務出張所の事務官の報告によりまして、同様に肯定をされておるのでございます。無断外出、無断外泊、あるいは喫煙、飲酒等をなした、あるいは入室を禁止されております場所に入つたこと、また患者の安静を妨害いたしました。さらにはまた直接の動機となりまして、これは、所内の患者にいろいろ事項を傳達いたしました放送の設備があるののでございす。これはどの所でも同じでございますが、療養所が責任を持つて、療養所の職員が必要な場合にこれを使用することにしておるのであります。この所におきまして、さ

ような方針で、放送室が設けられておるのであります。患者が自分で放送させてくれという希望でありました。結果患者のこともありますが、必要なことがあれば所において、職員のもの放送するからと申しまして、聞かずに、制止に應ぜずして放送室に入りまして、これがたゞ重なりまして、だん／＼には政治的、思想的な、直接療養に關係のない事柄まで所内に放送をするようなことが行われ、それまた重なりつておるので、さらに懇篤に指示をいたしたのであります。それけれども、暴力をもつてこれを排除し、さらに制止せんとした職員の事務室に闖入して、職員に対して聞くにたえない暴言を吐いたというやうなことがございまして、やむなく三月十日に口頭をもつて退所するように命じたというのが事実でございます。

○田代委員 その問題は、實際そのときにおつた患者さんの方もお調べになりましたのですか。今の説明では患者さんを調べられたというところは一言もないのであります。はなはだ一方的にしか聞えないのであります。

それからなお申し上げますが、この事件はこういう院長、事務長、あるいは炊事係長などが警察に逮捕されるというやうな不正事件が起つたことがこの事件のちであつて、これと関連がないようにおつしやいますが、これははなはだ認識不足であります。こういうことが非常に長い間なされておつたので、ここにおる患者さんたちがいろいろこういふ不正なことが行われつゝあるというのをだん／＼取上げて、ほんとうに住みいい病院にするために、こういう所長をはつきり反省さ

せなければならぬという運動が長く続けられたことだろう、そういうやうに私たちは考えるのであります。その結果、ほんとうに最後のどたんばになつて退所させるといふことになつておるのであります。これと本事件との間において關係がないといふふうにおつしやいしましたが、これははなはだ認識不足であると感ぜざるを得ないのであります。なおこの点に關しましては、はつきりした御調査をお願いしたいと存じます。

それから今申し上げました点につきましての御説明をお願いいたします。

○久下政府委員 ただいまのお尋ねは患者も調べたかどうかということですが、たいへん申訳ないのでございますが、調査をやりました相手を一々確認いたしておりましたので、お答えできないことを申訳なく思ひますが、私どもの方といたしましては、單に一人のみの報告でなしに、医務局の方からも再三にわたつて現場に参つて、この問題を調査いたしておりますし、また地元の大阪にありまする医務出張所からも、所長、あるいは所の事務官がたび／＼参りまして、その事実を確認いたしておる、こういう報告でありますので、これを事実として承認をいたしてゐる次第であります。

それから私が先ほど申し上げた点が、言ひ方が悪くございしたか、誤解があるやうでございしますが、私は強制退所を命じましたことは、決して不正を摘発したからという理由でやつたのではないといふことを申し上げたつもりでございます。お話の通りに今日私どもが以上申したやうな調査報告によりまして承知しております職員

の不正事實は、この問題が起つてからのちだけのことでない。しかしながらこれを摘発したから、そのために強制退所を命じたのではないといふことだけをお承知いただきたいのであります。

○田代委員 その点依然として不十分であります。時間がありませんで、なおこれは機会を得まして、責任ある調査の結果を御回答願ひたいと思ひますが、先ほどスピーカーを使つたといふやうなことで、これが直接の命令退所の原因になつたといふふうにおつしやいしましたが、承るところによりまして、また新聞などの報道によりまして、スピーカーはすでに昨年の十二月ごろから自由に使用しておつた、それが一種の慣行としていたされておつたのであります。それを最近になつて、この不正事件が非常に社会的にふくれ上つて来てから、初めて院長がスピーカーを使つてはいかぬと何となくいふことを言ひ出したといふことがはつきり出ているのであります。この点も院長の報告、あるいは事務官の報告などを基礎にされて、今御答弁なさいますけれども、非常に一方的であります。はつきり正しい立場からこれを取上げておられるといふふうに、私たちは理解できないのであります。しかもこれは社会的な立場から考えましても、實際において結核患者の非常に重い患者に対して、新聞なんかによりますと、当日は警官なんか動員された。警官附きでそれを無理に退所させた。そして自宅に届けたといふやうなゆゆしい事件が発生いたしておるのであります。もしこういうことが行われましますならば、國民が病氣になつたと

きに、安心して療養所に入れるかどうか。またこういうことをなすつて、その後にはどういふ患者さんたちに対して、どういふ適切な措置がとられたか。そのまま放置されておるかどうかという点の御答弁をお願いいたします。

○久下政府委員 関係の患者さんに退所していただきますために、警察権を用いたのではないかとお話をありますが、私もどなたもいたしましては、さようなことは承知をいたしておらないのであります。

それからその後の患者の療養について、どういふ手を打っているかということでございますが、問題は何分檢察廳の手にかかつており、その是非の判断がたまたまのところとしてはつかない現状であります。従つて根本的な意味における建直しということにつきましては、むしろ問題が今後にあるものと思つております。しかし私どももいたしましては、もちろん入所しておられる患者の治療に少しでも欠くような事態が起きますことは、たいへん申し訳ないことでありますので、一方におきまして、一日も早く司直の手による問題の是非の判定が下りますことを希望いたしますとともに、また所に対しましては、医務出張所を通じて、そういうような点に遺憾のないように、再三嚴重な注意をいたしておるのであります。

○逋澤委員長代理 田代委員に申し上げますが、あとの時間の都合がありますから、簡単にお願いいたします。

○田代委員 それではこれは保留いたしますが、これは実際に置きまして最も留意をしなければならぬ結核患者、そういう社会的に私たちがあらゆる犠牲を拂つてもお助けしなければならぬような方々が、そういう形で退所せられるというのには黙視するに忍びないのであります。そういう一切の事情とか何とかいうことを離れまして、これが復讐されるように対処していただきたいと思います。この点に對するお考えはいかがでございますか。

なおこれつきりで私は質問を一應打ち切りますが、今の御説明によりまして、先ほど申しましたように調査が非常に一方的であり、また納得できない点がたくさんあります。もしこういうことがやむやみになるということは、厚生本省自身の権威に関することであるので、黒白をはつきりいたし、そして社会保障は社会保障というような立場、人道的な立場を明確にされて善処されることを希望いたします。なお中心的な問題についてはまたの機会に譲ることにいたします。

○東(總)政府委員 退所を命ぜられた患者が正しく扱われておるかどうかということについて御懸念があるようでありまして、私が知つておる限りでは、三人のうち一名は近所にある療養所の方に移したはずであります。また一名は療養所の官舎におられる親戚の方の所へ身を寄せられておるはずであります。なお一名は大阪にあるその人の本居に帰られたという報告は聞いております。いかに結核の患者をまだ完全になおつていないのに、かような理由で所からのいでもらうようなことは私どもとしてはまことに遺憾であります。しかしながら三人の患者のために何百名かの患者の療養に支障があるという場合には、やはり所の運営に

当る者としては、いわゆる泣いて馬鹿を切るということもやむを得ないのであります。かようなことの起りますことは私どもとしては決して好まれません。絶対にかようなことのないことを希望いたしておりますが、さような所の全般に對して影響のありますような、多数の患者の療養に妨げのあるようなことが起りました場合には、まことにこれはやむを得ない処置であると思つております。しかしその際におきまして、療養の必要のある患者を街頭に放り出すというふうなさような無慈悲といひますか、あるいは非科学的と申しますか、さようなことは絶対にいたすつもりはございません。また先ほど人権蹂躪云々の言葉もございましたが、それが人権蹂躪というふうな大きな問題になるようなことではありません。私どもは絶対にとらないのであります。そのことが人権蹂躪であるかいは、いずればはつきり黒白をつけていたいただきたいと思つてあります。もし御指摘のような結果がありましたら、これは全面的に責任をとらなければならぬと存じております。

○田代委員 今の御説明でありまして、私にはなほ遺憾でありまして、実際にこの問題の根源は、院長とか療養所の最高幹部が結核患者たるや加配米に対する不正をやつた、またはララ物資を不正に流したとか、いわゆる全患者に対する治療の犠牲にすぎない悪辣なことをやつておるのであります。そういうことを厚生当局はいかにも弁護するような態度ばかりとりまして、そうして患者がスピーカーでやつたとか何とかいうような理

由不明なことにによりまして、これが療養所内における治療に悪影響を及ぼしたというふうな発言をされることは、はなはだ遺憾であります。私はそういう点に對しましては他日を期しまして徹底的に追究いたします。

○逋澤委員長代理 これより請願の日程の審査に入るのでございますが、国立病院独立会計反対の請願外一件(羽田野次郎君紹介)(第一五七七号)、多井畑結核療養施設國營移管に関する請願(首藤新八君紹介)(第一五七九号)、保育施設増設に関する請願(羽田アサノ君紹介)(第一六二三号)、戦災遺家族の保護に関する請願(羽田アサノ君外一名紹介)(第一六四三号)社会保険行政職員身分を地方自治体に切替の請願(松谷天光君紹介)(第一六五九号)を日程に追加するに御異議はありますか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○逋澤委員長代理 御異議がなければただいまの日程は追加いたされしました。次にお諮りいたします。当委員会に現在付託になつております請願は合計百四件でございます。この審査に慎重を期さなければならぬことは当然でございますが、おの／＼の請願を一々委員会におきまして慎重審査をいたす場合におきましては、会期その他の関係上審査終了になるおそれがあるものであります。これが審査の方法につきましては、先刻理事会におきまして協議決定いたしました通り、紹介説明、質疑その他の手続を省略し、私が件名及び文書番号を朗読いたし、ただちに決定いたしたいと存じますが、御異議はありますか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○逋澤委員長代理 御異議がなければ本日の日程にありますが請願及び陳情書の審査に入ります。日程第一、国立富士病院施設拡充の請願(宮崎靖君紹介)(第二号)ないし日程第二十三、あんま、はり、きゅう、柔道整復等營業法の一部改正に関する請願(田代文久君紹介)(第一三三四号)を一括議題といたします。この際時間の関係上、一々の紹介説明及び政府側の意見は略して、ただちに議決する手続をとりたいと存じますが御異議はありますか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○逋澤委員長代理 御異議なしと認めてさようとはからいたします。それでは日程第一ないし第二十三の各請願を採択するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○逋澤委員長代理 御異議なしと認め、いずれも採択と決しました。この際羽田委員よりただいま議題中の国立療養院不正事件解決促進に関する請願に對して発言を求められておるので、これを許します。羽田委員。

○羽田委員 医務局長がおいでになるまでほかのものを審議してください。○逋澤委員長代理 ちよつと速記をやめてください。

〔速記中止〕

○逋澤委員長代理 速記を始めてください。

○羽田委員 それでは不本意でありますけれども、医務局長はいずれおいでになると思ひますので、質問いたします。国立療養院の不正事件解決促進に関する請願が出ておまして、これは

厚生委員の皆さんのお手元には全部渡つておりますので、あらためて内容を御説明申し上げるのは省きまして、また時間の制限もありますので、私は簡単にそれにとらめました処置につきまして、御質問だけしたいと思います。

第一番に二十年度の食費の不正消費の問題について、厚生省ではわざわざ加藤事務官が出張されて、これをお調べになつて、そのあとに患者自治会に対して確約書というものを提出していただくわけですね。これは厚生当局の方にも定めし控えがあると思うので、すけれども、この確約書によりまして、二、三、國立療養所療病院昭和二十二年度まかない費に関する諸帳簿は非常に不備なるものである。二、この帳簿を正確なるものとして算出して、まかない費には実給食高と基調給食高との間に大きな差額がある。三、右差額については当時の責任者を徹底的に糾明する。四、ロスを生じた一つの原因である倉庫は至急修理または増築する。こういうような確約書が加藤事務官から患者側に手交したものとありますが、この点が間違いないと思いませんか。

○久下政府委員 私どもの方の書類の控えには、國立療養所療病院の白友会から加藤事務官殿として、二十三年十二月二十三日に確約書が出ておりますのが残つております。しかしながら加藤事務官はなおさらに十分に調査をするということと約束したものと、私も承知いたしております。

○加藤事務官 私が今お聞きしたような、加藤事務官が患者側に手交した確約書というのは、厚生省側に責任のある何ら控えないわけですか。

○久下政府委員 これは実は加藤事務官が急に大阪の方に出張をいたしましたので、この辺の細部の点について私は承知いたしておりますが、私どもの方に残つておりますのは、確約書という表題で、ただいまお読みになりまして、その内容が書いてあります。そのものが、國立療養所療病院白友会の名をもつて、加藤事務官殿としてあるものが、控えとして残つております。

○加藤事務官 そうすると加藤事務官が病院側を御調査になつた上で、そういう確約書を白友会の方に置いて来られた、その確約書の写しをなお白友会の側から厚生省側に控えとして一通送られた、こういうふうにお考えになりますので、すけれども、厚生省側のお考えもおそらくさうにお考えになるものと思つて、その点いかがですか。

○久下政府委員 はいへん申訳でございますが、当面の責任者でございます。加藤事務官が、先ほど申したような事情で出張いたしております。またこの主務課長であります尾村療養課長が、これもまた全國の療養所長会議を各ブロックでやつておられますので、出ておりますので、後ほど正確にお答えを申し上げます。後ほど正確にお答えを申し上げます。

○加藤事務官 それじや加藤事務官は、その病院を調査されて、すぐその足でどこかに行かれて、まだ本省の方には歸つて見えないのですか。

○久下政府委員 そういう意味ではございませぬ。加藤事務官が療病院に参りましたのは昨年の十二月八日に出発をいたしました。十二月十三日ごろに歸京しております。その確約書につき

まして、どういう形式でこれを交換しておるかということにつきまして、実は申訳ございませぬが、私は細部の確かなところを存じておりません。主任の療養課長はこの報告を受けておられるのでありますが、これまたただいま出張をしておりますので、その意味で申し上げたのであります。

○加藤事務官 そうすると、おそらく加藤事務官が厚生省を代表して御調査に行かれたのだと思つて、すけれども、その人がこういう大きな問題について、患者の自治会に手渡された確約書というものは、これはなお將來の問題を非常に含んでいるわけですね。この問題については当時の責任者を徹底的に糾明するとか、あるいはこの事件の原因の一つである倉庫を至急に修理または増築するということ、これでもつて事件が落着いたのではない。今後こういうことをすると、これを明らかに患者側に對して約束されておつたにかかわらず、そういうことに対して厚生省の上にも報告をせず、またそれに對して何ら約束したような処置が講じられていないとすれば、一体この責任はどういう方面に持つて行つたらいふものか、こういう点について御質問いたします。

○久下政府委員 ただいま確約書について、どういう形式で交換されておるかという点について限局されてお尋ねでございますから、以上のようなお答えを申し上げます。加藤事務官が歸りまして、自分の所屬の課長に報告をし、その課長からの報告は私どもとしては聞いておるのであります。従つて他の点につきましては、大体の筋道を承知いたしております。

し、またその後におきまして、その線に沿つて私の方から事務官三名を四月十七日から、二十三日までの間病院に出張させまして、詳しい報告も来ておりますし、他の点につきましてもは大体御答弁がでると思つております。

○加藤事務官 そうしますと、この病院で二十年度の食費が、ここに加藤事務官も言つておられるようにロスが六四%にも上つておられることは、これはほかの療養所などと比べて正常な状態であるかどうか。この点について御当局側の御答弁をいただきたいと思つております。

○久下政府委員 六四%というようなロスが出ておるといふことは、私どもとしては正常なものとは考えておりません。ただこのお答えを申し上げる前に、この点につきましてもは私どもとしてはあまりに維持管理が不適当であるというところを感じまして、先ほど申しましたように再三の調査もいたしました。さらにまた地元の警察署にもこれは患者会の方から要望されておつたようでありまして、警察署の報告によりまして、この問題は事務上の過誤はあるけれども、別に不正は認められないという報告であるのであります。特に最近明瞭になりましたのは、その計算の基礎になりました献立表の記録でございますが、これが何らその当時の事実に基づいてできたものでなく、後に書きまして架空の献立表をつくつた。言いかえれば、その当時には正確な献立表はつくられておらなかったというところでございまして、従つてそのロスが非常にたくさん出たというものは、架空につくられた、眞実にあらざる献立表を基礎にして言われているものであるということ、私は最近報告を受けて

おるのであります。従いましては、いいたしましては精細な各方面からの調査、特にこの問題につきましてもは國立療養所療病院の労働組合であります全國立医療労働組合の東海北陸地協の闘争委員長から中央闘争委員長に対して報告したものを私どもも持つておるのであります。それらによりまして、療養所につきましてもは精細な調査をした結果、不正と認められるものはない、ただ事務上帳簿の不整理でありまして、あるいは購入をいたした材料の保管が不適当でありますとかいふようなことがあります。言いかえれば事務上の処理の不完全な点は認められるというふうな報告に、いずれも一致いたしております。その後関係者に厚生省に來てもらひまして、話し合ひました結果も、今日におきましてはすでに問題はさうした事柄に意見の一致を見まして、將來にわたつて一層さうした事務上の不整備は改善をいたしまして、病院を明朗にし正確な帳簿書類の整理をするという方面に努力すること、今日のところはすでに円満に解決をしておる実情でございます。

○加藤事務官 六四%のロスが不正であつたか、あるいはこれが過失であつたか、この点につきましてもは、それも一割とか二割とかいふロスならば考えられるけれども、こういうたくさんさんのロスが單に善意から出ておるならは過失であつたといふことは認めがたいのですけれども、一步譲つてそれが過失であつたとしても、こういう過失はおそらく関係当局としてはそのままだでは済まされたいと思つて、なぜかと申しますと、この給與になつております金は、われわれ國民が税金をもつて納

昭和二十四年五月十二日

昭和二十四年六月二十七日印

昭和二十四年

八月二十八日發行

衆議院事務局

印刷者 印刷局

